

東大阪市域の環境対策等の強化に関する連携協定の締結について

2021年10月5日
東大阪市
近鉄バス株式会社
関西電力株式会社

東大阪市、近鉄バス株式会社および関西電力株式会社は、本日、東大阪市域の環境対策等の強化に関する連携協定を締結いたしました。

東大阪市は「2050年ゼロカーボンシティ」を掲げており、その実現に向けて、3者はこれまでから意見交換を重ねてきました。このたび、モビリティの活用やエネルギーの利活用を通じてその実現を目指すことについて3者で合意したことから、本協定の締結に至りました。

具体的には、モビリティ分野では東大阪市内における電気バスの普及拡大や公用車の電動化に向けた取組みに加え、災害時の備えとして、停電時に避難拠点で電気バスの電源を活用すること等を検討します。また、エネルギー分野では、公共施設において、省エネ性能を向上させた設備の導入やその最適運用、また再生可能エネルギー電源の導入拡大等を検討します。

本協定を通じて、3者は東大阪市域の環境対策等を強化し、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

以 上

添付資料1：東大阪市、近鉄バス株式会社及び関西電力株式会社の東大阪
市域の環境対策等の強化に関する連携協定書

添付資料2：東大阪市域の環境対策等の強化に向けた連携協定について

東大阪市、近鉄バス株式会社及び関西電力株式会社の 東大阪市域の環境対策等の強化に関する連携協定書（案）

東大阪市（以下「甲」という。）、近鉄バス株式会社（以下「乙」という。）及び関西電力株式会社（以下「丙」という。）は、東大阪市域の環境対策等の強化に関し、以下の通り連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、東大阪市域の環境対策等を強化し、住民サービスの向上及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力する。

- （1） 電気バス等のモビリティの活用に関すること。
- （2） 東大阪市域の脱炭素化に向けたエネルギーの利活用に関すること。
- （3） その他、東大阪市域の環境対策等の強化に関して、甲、乙及び丙で別途合意した事項に関すること。

（個別の協議）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条に掲げる目的達成に向け、個別の案件を推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途契約を締結するものとする。

（備品等の使用）

第4条 甲、乙及び丙の有する備品等は、それぞれの責任のもと運用・活用するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、協定に基づく連携、協力にあたり、知り得た他の当事者の秘密情報を、当該他の当事者の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（協定の見直し）

第6条 甲、乙又は丙から、協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度三者間で協議するものとし、変更を行うときは書面により合意するものとする。

（有効期間、更新及び中途解約）

第7条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。但し、協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙又は丙から書面による特段の申し出がない限り、期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 甲、乙又は丙は、前項の定めにかかわらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも協定を終了させることができる。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第8条 甲、乙及び丙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲、乙及び丙は、他の当事者に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲、乙及び丙は、他の当事者が第1項の表明保証に違反し又は前項各号のいずれかの行為を行った場合、何らの通知をすることなく協定を解除することができる。なおこの場合、協定を解除した当事者(以下「解除当事者」という。)に損害が発生したときは、解除された当事者(以下「被解除当事者」という。)はその一切の損害を賠償するものとし、被解除当事者に損害が発生したときであっても、解除当事者は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 協定に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、甲乙丙が協議してこれを定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自1通を保有する。

令和3年10月5日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市
代表者 東大阪市長

乙 東大阪市小阪一丁目7番1号
近鉄バス株式会社
代表取締役社長

丙 大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
ソリューション本部長
執行役常務

東大阪市域の環境対策等の強化に向けた連携協定について

- 東大阪市、近鉄バスおよび関西電力は、東大阪市域の環境対策等の強化に向けた連携協定を締結しました。
- 主な検討内容は以下の通りです。
 - ① 電気バスの普及拡大や公用車の電動化など交通分野の環境対策において連携（災害時には電気バスを電源として活用するなど、防災面での地域社会への貢献も同時に検討）
 - ② 公共施設の新築・設備更新時の省エネ性能向上やエネルギーの最適運用のサポート、公共施設への太陽光発電・蓄電池の設置等の検討

環境対策等の強化に向けた連携

モノづくり・ラグビーのまち



近鉄バス株式会社



関西電力

power with heart

モビリティ分野

快適性

環境性

防災



電気バスを導入

順次拡大



避難エリアでのラジオや携帯の充電

電気バスの拡大および電気バスを活用した災害対応の検討

エネルギー分野

設備の省エネ性能向上・最適運用サポート



公共施設の新築



設備更新

サポート



関西電力

power with heart

再生エネルギー等の拡大



太陽光



蓄電池

設置拡大

庁舎

避難所

学校

etc.

省エネ性能向上等のサポートや太陽光等の設置拡大を検討